

令和7年度 公園等（指定管理者）監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和8年2月26日

東京都北区監査委員	佐藤 明 充
同	西村 泰 信
同	坂口 勝 也
同	坂場 まさたけ

記

1 監査実施日及び監査対象

監査実施日	監査対象	場所	指定管理者	所管課
令和7年 12月16日 (火)	東豊島公園 あすか緑地 堀船一丁目公園 白山堀公園 醸造試験所跡地公園 飛鳥山公園	豊島 5-5-15 豊島 2-10 先 堀船 1-15-9 堀船 3-11-17 滝野川 2-6-30 王子 1-1-3	北区南部 パークマネ ジメント  代表団体 日本製紙 総合開発 株式会社	道路公園課

事務監査は11月28日（金）～12月16日（火）に実施した。

2 監査事項及び範囲

主として令和7年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について監査を実施した。（単位：円）

施設名	指定期間	令和7年度 指定管理料
東豊島公園 あすか緑地 堀船一丁目公園 白山堀公園 醸造試験所跡地公園 飛鳥山公園	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日	683,219,000

### 3 監査の主な着眼点

#### (1) 所管課

- ① 事業報告書の点検は適正になされているか。
- ② 委託業務履行の状況を正確に把握し、必要な指示を適切に与えているか。

#### (2) 指定管理者

- ① 施設の管理業務は、適切かつ効率的に行われているか。
- ② 施設の災害対策や防犯対策は万全か。
- ③ 区有財産（物品等）は、適切に管理されているか。
- ④ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）
- ⑤ 利用者満足度を把握・分析し、その結果を反映させているか。
- ⑥ 料金収入や、施設の管理に関する収支に係る会計処理が適正に行われているか。
- ⑦ 出納関係帳簿の記帳、保存は適正になされているか。
- ⑧ 領収書類の整理、保存は適正になされているか。

### 4 監査結果

公園の財務に関する事務の執行及び施設の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意したので、速やかに対応されたい。

#### 【 口頭注意事項 】

施設管理に関する事項 6件